

新名神高速道路茨木千提寺 PA での出店事業者募集要項

新名神高速道路茨木千提寺 PA で地場産品や弁当等を販売する事業者を募集します。応募される方は、この募集要項を確認の上、お申し込みください。

1 目的

茨木千提寺 PA は茨木市の北部地域に位置する唯一の PA であり、IC から山間部へのスピーディーなアクセスが可能です。

一方で、北部地域においては、飲食店等の店舗や地域の魅力に触れる場が少ないといった課題を抱えています。

このことから、市では、北部地域に訪れる人の利便性の確保及び茨木市の魅力の PR を図るため、暫定的に、同 PA 内で地場産品や弁当等を販売する事業者を募集します。

2 内容

(1) 販売期間

令和6年7月～令和7年3月のうち、市が指定する日

(出店可能事業者がない日は見送り)

午前9時～午後5時

※別途前後1時間程度で設営・撤収

※状況に応じて、変更する場合があります

(2) 所在地

新名神高速道路 茨木千提寺 PA 下り線内 (大阪府茨木市大字千提寺 30-11)

(3) 販売場所

同 PA 内所定のスペース (建物内または建物外のいずれかを選択)

屋外の場合：1事業者あたり、幅 6.250m×奥行 6.000m 以内

屋内の場合：幅 3.600m×奥行 1.45m 以内

※販売形態、出店者数により増減あり

※搬入経路等の注意点を「その他」の項目に記載していますので必ずお読みください。

(4) 募集数

屋外4事業者、屋内1事業者

(5) 使用料

無料

3 応募資格要件

次の要件のうち、(1)～(6)をすべて満たす団体(法人含む)又は個人に限り応募することができます。

(1) 次の①～④のいずれかを満たしていること。

①茨木市内で飲食業または茨木市産の農産物や物品の販売業を営んでいること。

②地域活性化の観点から茨木市産の農産物を販売している地域団体であること。

③出店時に茨木市産の農産物等を使用した飲食物または物品を販売できること。

- ④茨木市内で飲食物の移動販売の実績が十分にあること。
- (2) 出店時には、茨木市の PR に協力すること。
- (3) 税金の滞納がないこと。
- (4) 出店にあたり、法令により必要となる許可、資格等を有すること。
- (5) 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律の対象となる営業を行う事業者でないこと。
- (6) 茨木市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

4 応募申込手続

(1) 応募方法

【受付期間】 令和6年5月24日(金)まで

本市ホームページ (<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/hokubuseibi/oshirase/PAsyutten.html>) から必要書類を確認の上、下記の方法で提出してください。

① Logo フォーム

下記 URL から Logo フォームにアクセスし、必要事項を回答してください。

【回答先】 <https://logoform.jp/form/2Qoq/549260>

② メール

メールに必要書類を添付し、件名を「PA 出店申込」としたうえで、送信してください。

【送信先】 hokubuseibi@city.ibaraki.lg.jp (茨木市北部整備推進課 宛)

③ 持参

必要書類を北部整備推進課に持参してください。

【持参先】 茨木市役所南館5階 北部整備推進課地域づくりグループ(土日祝を除く午前8時45分から午後5時15分)

(2) 必要書類

① 出店申請書(Logo フォームの場合は不要)

② 販売メニュー企画書

③ 市税について滞納のない証明

④ 事業者のみ：出店に必要な許可証の写し

⑤ 地域団体等：実績概要書(様式自由)

販売場所やイベント名、写真など、過去に出店した類似の実績がわかるよう作成してください。

⑥ 宣材写真データ(キッチンカーや店舗の外観、メニューなど)

(出店決定後、イベント情報等を告知する際に使用することがあります)

5 出店事業者の決定等

(1) 応募書類の確認

提出された応募書類の確認を行い、条件を満たす者を出店予定事業者の対象とします。ただし、応募多数の場合は出店内容を考慮したうえ、抽選等で調整する場合があります。

なお、次のいずれかに該当する申込みは、無効とします。

- ① 応募資格のない者によるもの
 - ② 指定の日時までに提出がなかったもの
 - ③ 記載内容に不備があるもの
- (2) 販売予定事業者の決定及び公表

販売予定事業者の決定は、令和6年6月3日頃を予定しています。事業者ごとに結果をお知らせします。なお、イベント告知におけるチラシ掲載等をもって公表とします。

6 出店事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は出店事業者としての決定を取消すとともに、取消しによって事業者に損害が生じることがあっても、茨木市はその責めを負わないものとします。

- (1) 正当な理由なく指定する期日までに手続きに応じない等、茨木市の指示に従わなかった場合
- (2) 募集要項各条件等に違反した場合
- (3) 食中毒の発生等により販売事業者が営業停止等の行政処分を受けた場合
- (4) その他出店事業者として不適当と認められる場合

7 その他

- (1) 搬入出については、ルートや時間など市の指示に従い、近隣に一時駐車するなど周辺住民の迷惑にならないよう、徹底してください。
- (2) ブース型（長机やテントなどを使用して販売）での出店の場合、PA裏側の「関係者用ゲート」から入り、バックヤードに車両等を止めてPA内に荷物を運搬してください。
- (3) 車両型（キッチンカーなど）での出店の場合、バックヤードからPA内への進入ができません（逆走となるため）。高槻など近隣ICから一般車と同じルートでPAに進入してください。
- (4) バックヤードは、関係者以外のみだりな出入りが無いよう管理しています。誘導員の指示に従い進入してください（許可のない車両は進入できません）。
- (5) 本事業は、年度ごとに出店者募集をする予定です。
- (6) 食品衛生法に基づく必要な許可・届出や食品表示法に基づく表示については、事前に保健所へ問い合わせの上、各自で必要な手続きや確認を行ってください。
- (7) 出店時間中は販売員が常駐するとともに、販売に伴う金銭の授受等については各自で対応してください。
- (8) 出店時間中は、自身でゴミ箱を設置し、購入者に対しゴミ箱への廃棄を促してください。
- (9) 水道・電気を含めて販売に必要な物品は、各自で用意してください。
- (10) 出店終了後は原状回復するとともに、出店場所に販売物のゴミがないか確認、適宜清掃を行ってください。
- (11) 販売等に関する事故やトラブルについて、茨木市では一切の責任を負いません。
- (12) 茨木市では、特定の事業者への販売を促進する対応は行いません。
- (13) 従業員の体調管理を徹底してください。

- (14) 警報発令等、災害の恐れを除き雨天決行です。売上補償等はいりませんので、ご承知いただき、お申込みください。
- (15) 酒類の販売は出来ません。
- (16) 募集要項に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めるものとします。

8 問い合わせ先

茨木市都市整備部北部整備推進課
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
TEL 072(620)1609
Mail hokubuseibi@city.ibaraki.lg.jp